

件名

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき
金融機関を定める件

金融庁、財務省、
厚生労働省、農林水産省、告示第 号
経済産業省

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第三十九号）第十七条の規定に基づき、金融機関を次のように定める。なお、預貯金者の意思に基づく個人番号の利

用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条の規定に基づき金融機関を定める件（令和六年厚生労働
金融
経済産業

省、財務省
省、農林水産省、告示第一号）は、廃止する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

財務大臣 加藤 勝信

厚生労働大臣 福岡 資麿

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣 武藤 容治

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律第十七条に規定する行政庁が定める金融機関（以下「特定金融機関」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 株式会社日本カストディ銀行
- 二 新生信託銀行株式会社
- 三 ステート・ストリート信託銀行株式会社
- 四 日証金信託銀行株式会社
- 五 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- 六 ニューヨークメロン信託銀行株式会社
- 七 農中信託銀行株式会社
- 八 株式会社整理回収機構
- 九 〇１銀行株式会社
- 十 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる者のうち、同法の施行地外に

本店を有するもの

- 十一 山形県医師信用組合
- 十二 警視庁職員信用組合
- 十三 三重県職員信用組合
- 十四 呉市職員信用組合
- 十五 福岡県医師信用組合
- 十六 福岡県庁信用組合
- 十七 信金中央金庫
- 十八 全国信用協同組合連合会
- 十九 労働金庫連合会
- 二十 山形県漁業協同組合
- 二十一 天草漁業協同組合

附 則

（適用時期）

1 この告示は、令和七年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 次の各号に掲げるものについては、この告示の規定にかかわらず、当該各号に定める日までの間、特定金融機関として定めるものとする。

一 ソニー銀行株式会社、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合（山形県漁業協同組合及び天草漁業協同組合を除く。）及び同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会 令和七年七月六日

二 野村信託銀行株式会社、城南信用金庫及び株式会社商工組合中央金庫 令和八年一月四日